

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ大惨事状態宣言：11月9日～30日）

●サントメ・プリンシペでの感染者増加に伴い、同国政府は、警戒状態から大惨事状態宣言に引き上げました。

11月9日、サントメ・プリンシペ政府は国内全土に、11月9日から30日までの間の大惨事状態を宣言し、次のとおり、新たな感染防止対策を発表しました。

1 10歳以上の全ての市民に対し、公共・民間の閉鎖空間、学校敷地内、自家用車内及び公共交通機関（運転手のみ乗車の場合を除く）において、マスクを適切に着用することを義務づける。

2 公共・民間の全ての場所において、ソーシャルディスタンス（最低1.5メートル）の順守を義務づける。一般に出入りできる施設において、色つきのリボンやペンキを用いて、床面や集合席にソーシャルディスタンスの印づけを義務づける。

3 全ての公共・民間建物及び一般に出入りできる施設の出入口において、水・石けん又は消毒液を用いた手洗いを義務づける。

4 公道での人の集合を、最大8人に制限する。

5 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に対し、自宅待機を義務づける。

6 25人以上の葬儀を行わないよう推奨する。新型コロナウイルス感染による死者の葬儀は、決まりに従って執り行う。

7 ミサ及び宗教儀式は、一般的な衛生対策を順守した上、教会又は寺院の収容可能人数50パーセントまでとし、2日に1日の割合で許可する。

8 会議は、一般的な衛生対策を順守した上、室内の収容可能人数50パーセントを超えない範囲で許可する。

9 市民によるレジャースポーツは、集団によるものを除き、許可する。現段階においては、ナショナルフットボールチームのトレーニング及び次回の国際試合は、全ての選手及びチームスタッフへの事前の検査を義務づけ、非公開を前提に、特別に許可する。

1 0 レストランは、店内の収容可能人数の半分まで、1テーブル5名までとし、関係当局により規定された開店時間により、営業できる。

1 1 市営市場は、一般的な衛生対策を順守した上、日曜日は閉鎖し、午前5時から午後5時までの開店時間により、営業できる。

1 2 新型コロナウイルス感染者への見舞いは、禁止する。

1 3 ディスコは、引き続き閉鎖する。

1 4 大衆パーティーや音楽イベントの開催は、禁止する。

1 5 海水浴及びダイビングに限り、一般的な衛生対策を順守した上、海岸に行くことを許可する。海岸での飲食や路上販売は、禁止する。

上記対策は政令により規定され、治安機関による巡視・パトロールチームが強化される。違反者に対しては、相応な罰金が科せられ、再犯の場合は、関係当局による捜査の対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

2020/11/09

所在地 : Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号 : (+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先 : (+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp